申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		大平まちづくり交流センター使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市大平まちづくり交流センター条例第12条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
	根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第12条、栃木市大平まちづく
		り交流センター条例施行規則第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

- 1 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の還付(条例第12条) 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると きは、その全部又は一部を還付することができる。
- 2 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の還付基準(条例施行規則第4条) 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付するときの基準は、次のとおりと する。
- (1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) 利用日の2日前(商業スペース利用に当たっては、20日前)までに利用申請の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

査 基 進

審